

後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

1 経緯

後期高齢者医療制度は、保険給付費について、後期高齢者の保険料が約 1 割、現役世代からの後期高齢者支援金が約 4 割、公費が約 5 割と支え合いの制度です。

令和 4 年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今最も重要な課題であることから、後期高齢者の窓口負担割合を見直すこととなり、令和 3 年の通常国会に関連法案が提出される予定です。

2 対象者

後期高齢者（75 歳以上。現役並み所得者は除く）であっても、課税所得が 28 万円以上かつ年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割となります。

3 配慮措置

長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 か月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置が導入されます。

4 施行日

「施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度後半（令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月までの各月の初日を想定）で、政令で定める。」とされています。

5 広域連合での対応

窓口負担割合については、これまで「現状維持や高齢者の実態等を踏まえた慎重な検討等」について国へ要望してきましたが、今後は、見直しの影響等を慎重に見極めていくこととします。